

貴自治体名 豊川市懇談日時 10月23日(火) 午前・午後 1時30分～2時30分懇談会場 豊川市中央図書館集会室(2階) ※会場が確定している場合はご記入ください。

2018年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課(介護高齢課)電話(0533-89-2173)FAX(0533-89-2137)
 担当課(福祉課)電話(89-2131)FAX(89-2137)
 担当課(収納課)電話(89-2162)FAX(89-2299)

(1) 保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

() ない

() あり → 実施年月(2003年4月) 2017年度実績(51)件(407,407)円

※2018年4月からは東三河広域連合による独自減免を実施

(2) 保険料の市町村独自の減免について(2018年4月1日現在)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容(第1段階から第3段階まで)2) 保険料の全額免除はありますか。 () ない () あり3) 資産保有による制限はありますか。 () ない () あり4) 保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 () ない () あり5) 申請は必要ですか。 () 必要 () 不要

(3) 保険料滞納の状況と処分件数について(2017年度実績)

1) 保険料滞納者数 () 892 件2) 「償還払い」処分件数 () 4 件3) 「保険給付の一時差し止め」処分件数 () 0 件4) 「3割負担」処分件数 () 11 件5) 「財産差し押さえ」処分件数 () 34 件

(4) 利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

() ない

() あり → 実施年月() 年 月) 2017年度実績() 件() 円

(5) 利用料減免の内容を以下についてご記入ください。(2018年4月1日現在)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容 ()

2) 訪問介護利用料の助成割合 ()

3) 居宅サービス利用料の助成割合 ()

4) 施設サービス利用料の助成割合 ()

5) 利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 () ない () あり

※2018年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

(6) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。

1) 特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(103)人(2017年3月現在)

2) 要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。(2017年3月現在)

() 把握している → 入所者数(51)人 待機者数(13)人

() 把握していない

(7) 介護給付費準備基金について

2016年度末の残高(306,713)千円 2017年度末の残高(658,070)千円 ※決算前の場合は見込額(8) 介護保険における通院時の院内介助について () 認めている () 認めていない

- (9) 住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。
 () 実施している → 実施年月日(年 月 日) 2017年度実績()件
 () 検討中である () 実施の予定がない
- (10) 福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。
 () 実施している → 実施年月日(年 月 日) 2017年度実績()件
 () 検討中である () 実施の予定がない
- (11) 高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。
 () 実施している → 実施年月日(年 月 日) 2017年度実績()件
 () 検討中である () 実施の予定がない

(12) 高齢世帯などへのゴミ出し、安否確認、日常生活支援、買い物支援の実施状況をご記入ください。

支援内容	実施	事業の主体
ゴミ出し援助	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	(<input checked="" type="radio"/>) 自治体 (<input checked="" type="radio"/>) 新総合事業 () その他事業 担い手 市職員、介護保険事業者、豊川市シルバー人材センター
安否確認・見守り	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	(<input checked="" type="radio"/>) 自治体 () 新総合事業 (<input checked="" type="radio"/>) その他事業 担い手 市（高齢者地域見守りネットワーク、高齢者相談センター、配食サービス）、民生委員
日常生活支援	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	(<input checked="" type="radio"/>) 自治体 (<input checked="" type="radio"/>) 新総合事業 () その他事業 担い手 豊川市社会福祉協議会、介護保険事業者、豊川市シルバー人材センター
買い物支援	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	(<input checked="" type="radio"/>) 自治体 (<input checked="" type="radio"/>) 新総合事業 () その他事業 担い手 豊川市社会福祉協議会、介護保険事業者、豊川市シルバー人材センター

※事業の主体が複数ある場合、代表的な事業をご記入の上、その他事業がわかる資料を添付ください。

(13) 高齢者や障害者への外出支援施策について、該当項目に○印を付し必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	(<input checked="" type="radio"/>) 実施している () していない () 検討中である	
	地域巡回バスの名称		
	利用料	高齢者(歳以上)()円、障害者()円 一般()円、子ども(歳～ 歳)()円	
	その他特記事項		
	2017年度の運行実績	高齢者交通料金助成事業 申請時に 70 歳以上で個人市民税が非課税の方に、豊川市コミュニティバス及び豊鉄バスで利用できる回数券年額 1,000 円分(100 円券 11 枚綴り)を助成 2017 年度助成実績：798 人	
タクシー代助成	実施の有無	(<input checked="" type="radio"/>) 実施している () していない () 検討中である	
	各対象者の要件及び助成内容		
	対象者	助成要件	2017年度の助成実績
	高齢者		()人
障害者	1 豊川市福祉タクシー助成事業 対象：①身体障害者手帳 1・2 級（身体障害者手帳の視覚・下肢・体幹の場合は 1～3 級） ②療育手帳 A 判定または B 判定 ③精神手帳 1・2 級 助成内容：運賃を助成（利用 1 回につき 2 枚ま	1 豊川市福祉タクシー料金助成事業 (1,134) 人	

	<p>で使用可能（助成券1枚500円） 枚数：①、②のA判定及び③で1級…56枚 ②B判定及び③2級…28枚</p> <p>2 豊川市重度障害者用福祉タクシー料金助成事業 対象：身体障害者手帳1または2級かつ療育手帳A判定で、ストレッチャーを使用しなければ外出が困難な方 助成内容：年間60枚（60,000円分）配布（タクシー利用1回あたりの使用枚数の制限なし）</p>	<p>2 豊川市重度障害者用福祉タクシー料金助成事業 （12）人</p>
要介護認定者		（ ）人
高齢者運転免許自主返納者への外出支援の施策	<p>（○）実施している （ ）していない （ ）検討中である</p> <p>内容 運転免許自主返納をしていただいた方に、以下のいずれかをお渡ししています。 1. 豊川市コミュニティバス回数券（100円券22枚つづり）1冊 2. 反射材付き傘1本</p>	

(14) サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の担い手とその内容についてご記入ください。

事業の名称	担い手	事業内容	補助金の有無と金額
ふれあいサロン	福祉委員等	定期的に高齢者等を地域の市民館等に集め、社会参加、生涯学習、健康づくり、世代間交流等に取り組む	地域福祉活動推進委員会助成金（社会福祉協議会） 概ね週1回以上 年3万6千円 概ね月2回以上 年3万円 概ね月1回以上 年2万4千円 概ね2ヶ月に1回以上 年1万8千円 年に5回未満 年1万2千円
認知症カフェ	社会福祉法人民間事業者	原則として月1回以上、かつ、1回当たり2時間以上開設するとともに、認知症の方やその家族の相談に対応できる専門職を置く	認知症カフェ事業費補助金（市） 月1回 年額5万円 月2回 年額10万円 月3回 年額15万円 月4回以上 年額20万円

(15) 施設サービス基盤整備（第6期の実績と第7期計画） ※第7期は広域連合全体の計画数

	第6期			第7期計画数		
	計画目標数 （2017年度・定員数）	整備実績 （2017年度・定員数）	差	2018年度 ・定員数	2019年度 ・定員数	2020年度 ・定員数
特別養護老人ホーム	919	919	0	3,099	3,199	3,228
介護老人保健施設	311	311	0	1,638	1,638	1,638
認知症グループホーム	234	234	0	1,152	1,206	1,242
特定施設入居者生活介護事業所	—	—	—	659	659	659

①世帯の前年総所得額が125万円以下 ②市民税非課税世帯

2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

世帯の前年所得が300万円未満で、当年の所得が3割以上減少する場合

(3) 資格証明書 ※2018年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 資格証明書は交付していますか。 () 交付していない (○) 交付している → (20) 世帯
- 2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。
() 必ず面談している (○) 面談がなくても交付する場合がある () その他
- 3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ども数
世帯数(0) 世帯 内、乳幼児(0) 人、小学生(0) 人、中学生(0) 人、高校生世代(0) 人
- 4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。
() 国の基準どおり実施している
(○) 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
(○) 高校生世代以下の子どものいる世帯
(○) 障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
(○) 病弱者のいる世帯
(○) 次の場合は、交付対象から除外している

その他公費負担医療対象者

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する一時払いが困難な旨の申し出があった場合、緊急的な対応として、当該世帯に属する被保険者に対して、短期被保険者証を交付することができるものとする。短期被保険者証を交付した場合には、当該被保険者証の有効期限内において保険料を納付することのできない特別事情の有無を精査し、特別の事情が認められない場合については、改めて資格証明書を交付する。

(4) 短期保険証 ※2018年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数
※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く
・1カ月以内() 人 ・2カ月() 人 ・3カ月() 人 ・4カ月() 人
・5カ月() 人 ・6カ月(437) 人 ・1年() 人 ・その他() 人
- 2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

被保険者証更新時に保険料の調定が4件以上あり、その保険料について納付の無い者

(5) 保険料(税)滞納者への差押えについて(2017年度)

- 1) 差し押さえの基準(国税徴収法、地方税法等関係法令により対応している。)
- 2) 分納者への対応(家族構成、仕事内容、収支の状況などの生活状況を聞き取り、納税相談を行っている。)
- 3) 予告通知書の発行 (不明) 件
- 4) 差押え件数 不動産(32) 件 預貯金(114) 件 生命保険(48) 件(内学資保険(9) 件)
その他(75) 件(給料、年金、売掛金等)
- 5) 競売による現金化 (7) 件
- 6) 徴収の猶予 申請件数(0) 件、許可(0) 件
- 7) 換価の猶予 申請件数(0) 件、許可(0) 件、職権(13) 件
- 8) 滞納処分の停止 (127) 件

(6) 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2018年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (18) 人

2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (218) 人
3) その他 ()

(7) 国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1) 一部負担減免制度を実施していますか。

() 実施している () 検討中である () 実施の予定がない

※2017年4月以降に制度が改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

2) 実施している場合、

・生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

() 設けている () 検討中である () 設けていない

・生活保護基準を目安にした減免基準を満たしている場合、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などに該当していなくても減免の対象となりますか。

() 生活保護基準を目安にした減免基準を満たしていれば、減免の対象となる。

() 生活保護基準を目安にした減免基準に加え、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などの要件を満たす必要がある。

() その他 ()

3) 相談・申請の実績(2017年度)

・自治体窓口(電話相談なども含む)への相談件数 (0) 件 ・申請件数 (0) 件

・減免件数 () 件 ・減免金額 () 円

(8) 高額療養費について

1) 申請勧奨 () 自動払いしている () 申請書を送付している

() 通知ハガキを送付している

2) 支払件数(2017年度)

・高額療養費支給件数(9,203) 件、金額(106,208,788) 円

・高額療養費該当者の内、未申請件数(1,367) 件、金額(7,024,560) 円

(9) 国保運営協議会について

1) 運営協議会の公開 () 公開していない () 公開している

2) 運営協議会委員の公募枠 () ない () ある → () 人

3. 税の滞納について 担当課(収納課) 電話(89-2162) FAX(89-2299)

(1) 滞納整理マニュアルはありますか () ある () ない

(2) 滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2017年度)

1) 徴収の猶予について 申請件数(0) 件、許可件数(0) 件

2) 換価の猶予の適用件数 申請件数(0) 件のうち許可件数(0) 件、職権件数(16) 件

3) 滞納処分の停止の適用件数 (264) 件

(3) 地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2017年度内に引き継いだ件数) (197) 件

(4) 地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

広域連合が定めた選定基準により、広域連合と市が協議の上、決定します。

・原則として滞納金額が50万円以上で徴収が困難な案件と認められるもの

・納税資力があると認められるもの

(5) 少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか

() 引き継ぐ () 引き継がない

※当該滞納者の担税能力などにより引き継ぐかどうかの判断をします。

4. 生活保護 担当課(福祉課)電話(89-2151)FAX(89-2137)

※ 生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)を添付してください。

(1) 生活保護の申請件数とその保護件数について

2017年度相談件数 (367)件、申請件数 (145)件、そのうち保護開始件数 (145)件

(2) 2018年4月現在の受給世帯数と人数 (929)世帯、(1,225)人

(3) 外国人への生活保護制度および申請手続きに関する説明パンフレット等について

1) 外国語で生活保護相談者に配布するパンフレットや説明文書を整備していますか。

()ある ()ない

2) 整備されている言語(ポルトガル語)

3) しおりや説明文書のホームページへの掲載()している ()していない

掲載ページアドレス()

※以下は市のみお答えください

(4) 生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(同)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2017年4月現在	<u>11</u> 人	<u>1</u> 年 <u>6</u> カ月	<u>0</u> 人	<u>83</u> 世帯	<u>112</u> 人
2018年4月現在	<u>11</u> 人	<u>1</u> 年 <u>8</u> カ月	<u>0</u> 人	<u>84</u> 世帯	<u>111</u> 人

5. 福祉医療など 担当課(保険年金課)電話(89-2164)FAX(89-2172)

(1) 子ども医療費助成制度について、2018年4月1日時点の助成内容と変更している(予定含む)場合、ご記入ください。

()変更なし

()変更あり → 変更内容・実施時期をご記入ください。

(変更時期) 年 月 日

(変更内容)

(2) 精神障害者医療費助成について、2018年4月1日時点の助成内容と変更している(予定含む)場合、ご記入ください。

()変更なし

()変更あり → 変更内容・実施時期をご記入ください。

(変更時期) → (年 月 日)

(変更内容)

【通院】

【入院】

6. 子育て支援策 担当課(子育て支援課)電話(89-2133)FAX(89-2137)

担当課(保育課)電話(89-2274)FAX(89-2269)

担当課(福祉課)電話(89-2151)FAX(89-2137)

担当課(学校教育課)電話(88-8033)FAX(88-8037)

担当課(学校給食課)電話(86-7601)FAX(84-4547)

(1)「子どもの貧困対策大綱」を受けた、自立支援計画について

- 1) 自立支援計画の有無について ()ある()年 月策定) ()ない
- 2) 自立支援給付金事業について ()実施(**H16年 4月**実施) ()未実施
2017年度実績 (**7**)件 給付額(**7,174,000**)円
2018年度予算 (**7**)件 給付額(**8,400,000**)円
- 3) 日常生活支援事業について ()実施(**H16年 7月**実施) ()未実施
2017年度実績 (**0**)件 給付額(**0**)円
2018年度予算 (**1**)件 給付額(**56,000**)円
- 4) 教育・学習支援について ()実施(**H29年 7月**実施) ()未実施
2017年度実績 (**1**)カ所(**17**)人 実施時期(**週2回**)
2018年度予算 (**1**)カ所(**20**)人 実施時期(**週2回**)
- 5) NPOなどが取り組む「無料塾」や「こども食堂」への支援について
- ・「無料塾」への支援について ()実施()年 月実施) ()未実施
2017年度実績 ()カ所()人、2018年度予算 ()カ所()人
支援方法()
 - ・「こども食堂」への支援について ()実施()年 月実施) ()未実施
2017年度実績 ()カ所()人、2018年度予算 ()カ所()人
支援方法()

(2) 就学援助

- 1) 保護者への広報はどのようにしていますか。
()入学説明会 ()入学式 ()始業式 ()ホームページ ()市広報
()その他()

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください(昨年と同じ場合は結構です)。

- 2) 就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の(**1.27**)倍・金額()円

- 3) 2018年度生活保護基準引き下げに対して、どのように対応されますか。

- ()就学援助認定基準を引き上げる【2017年度 倍 → 2018年度 倍】
()何もしていない
()その他(下欄にご記入ください)

- 4) 就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

- ・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (**2,011,832**)円
- ・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (**2,762,859**)円

- 5) 申請書の受付先 ()市町村窓口 ()学校 ()窓口と学校のどちらも可

- 6) 民生委員の証明は必要ですか ()必要 ()不要

- 7) 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2017年度	2018年度
受給者数	1,310 人	1,366 人
受給割合	8.3 %	8.6 %
支給額	78,671 円	86,558 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。
※2017年度の支給額は見込み額をご記入ください。

- 8) 就学援助家庭の給食費の支払い方法 ()現物支給 ()償還払い ()その他

- 9) 就学援助の項目について

- ()学用品費 ()体育実技用具費 ()入学準備金 ()通学用品費 ()通学費
()修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 ()給食費
()校外活動費(宿泊を伴わないもの) ()校外活動費(宿泊を伴うもの) ()医療費
()日本スポーツ振興センター掛け金 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品
()その他(**新入学児童生徒学用品費(就学予定者)**)

- 10) 就学援助の入学準備金の支給は、新学期前に実施していますか。
 実施している 実施する予定(何時から) 実施しない

(3) 学校給食について

- 1) 給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べていますか。(2018年度)
 食べている 未納者には給食支給を停止している その他
 ※給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

訪問徴収の実施、督促状(催告書)の送付、児童手当からの天引に関する同意書の徴収等
 生活保護、就学援助制度の説明

- 2) 給食費に自治体独自の補助を行っていますか。(例:半額補助、第2子以降無料など)
 行っている 行っていない 検討中
 ※行っている場合は、補助内容をご記入ください。

3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	26 校	0 校	0 校	0 校	26 校	245 円
中学校	10 校	0 校	0 校	0 校	10 校	275 円

(4) 保育について

- 1) 国が出した処遇改善Ⅱによって貴自治体の民間保育施設の人材確保に効果はありましたか。
 はい いいえ どちらとも言えない
 理由(平成29年度まで処遇改善加算Ⅱの申請はないため。市では市内私立の保育士給料が市の基準に準じて支給できるよう独自補助を行っています。)

- 2) 保育士確保ができず、定員まで児童を入所させられない実態はありますか。
 ある → 具体的に()カ園の()歳児で()人
 ない

3) プール活動・水遊びの事故防止について

- ① 自治体として監視人員配置の為の何らかの対策を行いましたか(配置の為の人員費補助・実際監視の人を送る・等々…)
 (公立・私立保育所は休憩対応のパート保育士を雇用できるようにしています。また、複数で監視するよう注意喚起をしています。)
- ② 監視人員が配置できず、例年よりプール遊びを縮小した等の実態調査は行いましたか。
 はい いいえ
 行っていれば状況を教えてください。
 ()

7. 障害者施策 担当課(福祉課) 電話(89-2131) FAX(89-2137)

(1) 障害者手帳の交付数と受給者証の発行数(2017年度)

	身体	知的	精神	難病
手帳交付数	5,915	1,508	1,631	
障害福祉サービス受給者証発行数	362	807	463	7

(2) 訪問系各サービスの支給状況について(2018年7月時点)

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	249	101	282	25.9
重度訪問介護	3	75	897	590.3
行動援護	13	144	395	16.5
同行援護	36	103	81	28.5

※最多支給時間は2018年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

(3) 地域生活支援事業の移動支援

※最多支給時間は7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

・支給者数(284)人、最多支給時間数(80)時間、平均支給時間数(13.2)時間

(4) 計画相談支援の7月利用実績 (388)人

・相談支援専門員一人あたり平均担当者数(45.5)人、最大担当者数(129)人

(5) 介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1) 併給をしている人の人数(40)人(平成30年7月1日現在) ・対昨年同月比(129)%

2) 併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか (31.4)時間

3) 介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件(いずれかに○)

() 介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービスの上乗せが可能としている

() 上記に加え、何らかの条件を設けている

※どのような条件があるか、できるだけ詳しくご記入ください。

(例)・要支援の該当者は、障害福祉サービス上乗せができない。

・障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)

・介護保険の要介護度が要介護5の者

・介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

--

(6) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象者数について

・2018年度対象予定者数 (40)人、7月1日現在の支給者数(0)人

(7) 国制度に加え、独自の高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象要件について

() ない () ある(具体的に)

(8) 障害者グループホームについて

・グループホーム設置数(11)カ所

・常勤換算1人以上を配置しているところ GH(11)カ所中(11)カ所

・夜勤体制をとっているところ (7)カ所

・宿直体制をとっているところ (3)カ所

・夜間通報体制をとっているところ (3)カ所

・夜勤体制を複数でおこなっているところ (1)カ所

(9) 入所施設について

・入所施設設置数 (3)カ所

・設置する施設の入所待機者数 (69)人 ※複数施設の場合は各寄せしてご記入ください。

(10) 県の補助ではなく、自治体独自でグループホームに対する補助

()ある → ある場合どんな補助ですか(豊川市障害者共同生活援助事業費補助金)

()ない

【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2017年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、十分な保険者支援を行うことを求める意見書・要望書	年 月 日
	②若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険制度の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	④子どもの医療費無料制度創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤障害児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書・要望書	年 月 日
	②市町村国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書・要望書	年 月 日

*2017年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。